

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」プロモーション活動事業業務委託仕様書

1 業務名

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」プロモーション活動事業業務委託

2 業務の目的

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」は、登録から7年目を迎え、構成資産ごとの来訪者数に差はあるものの、時間経過に伴う関心の低下に加え、新型コロナウイルスの影響により、来訪者数が大きく減少している状況にある。

このような現状を踏まえ、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（8県11市で構成）では、3年後の登録10周年を見据え、当世界遺産の特性はもとより、社会情勢やトレンド等を踏まえた戦略的なプロモーションを展開し、認知度の向上や各エリアへの誘客促進を図るものとする。

3 履行期限

令和5年3月31日（金）

4 業務委託内容

(1) 令和7年の世界文化遺産登録10周年を見据えた広報戦略（ロードマップ）の作成

- ・ 広報戦略の基本的な考え方、コンセプト
- ・ 年度毎の展開方針や具体的手法、活用ツール等
（R7は10周年記念事業を含む）
- ・ 今後取り組むべき大まかなロードマップ案
例）歴史ファンからの注目、関係人口の増→リピーターの獲得→新規観光客の獲得への波及→地元の誇りの醸成によるエリア磨き⇒これらの好循環
- ・ 各年度毎の予算額（想定）
R4：15,000千円，R5～R6：12,000千円程度，R7：25,000千円程度

(2) 令和4年度のプロモーションの実施

実施に当たっては、以下を踏まえたものとする。

① 対象とするターゲット層〔仮説〕

国内の主に30～60歳代のアクティブ層

理由：当該資産に対するニーズが高い「歴史好き」「産業遺産好き」などのコア層は、比較的年齢層が高いと思われるため。

若者に比べて、金銭的に余裕があり、知的好奇心が高い人も多いと考えられる。

10～20歳代の若者については、継続的効果が見込みづらい。

※ 他のターゲットが有効であるならば、その理由を記載した上で、そのターゲットに対して有効な手段を活用したプロモーションの提案も可。

② 対象エリア

首都圏，関西圏

理由：地域の子どもや地域の方等を対象とする取組については、各エリアにおいて別途実施するため、協議会では、全体の取組として首都圏，関西圏を対象とする。

※ エリアを結ぶ連携イベントの展開、全国版情報誌やSNS等を活用する場合には、この限りではない。

(3) 汎用性のある簡易版リーフレットの作成

当該資産について認知していない方に対して、知ってもらい、訪れてみたいと思ってもらうためのものとする。(観光案内所や旅行会社、イベント等で配布)

〈リーフレットの仕様〉

- ① 規格：A5～A4，8～16頁程度
- ② 数量：20,000部 (+α)
- ③ 8つのエリア全てを盛り込むこと。(写真も)

※ なお、写真データについては、事務局又は各自治体から可能な範囲で提供できるものは提供する。

※ 20,000部は自治体配布用(各自治体で使用)のため、プロモーション等で使用する場合は、予算の範囲内で別途増刷すること。

5 事業完了の報告等

- (1) 全ての業務終了後、速やかに委託業務一切を記録した事業完了報告書を提出すること。
- (2) 併せて、プロモーションの効果を定量的に分析し、評価・課題について記載すること。

6 成果物について

受託事業者が提出すべき成果物等は下記のとおりとする。

- (1) 広報戦略 2部
 - (2) プロモーションの実績(実施報告書に記載) 2部
 - (3) 簡易版リーフレット 20,000部
リーフレットの完成原稿データ(版下)(※PDFファイルで高解像度のもの、イラストレータデータ) 1部
 - (4) その他業務実施にあたって制作した成果物
- ※ すべて、データをDVD等でも納品すること。

7 納品場所

「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会事務局
(鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課世界文化遺産室)

8 その他

- (1) 成果物についての一切の権利は、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会事務局(以下事務局)に帰属する。
- (2) 実施に当たっては、事務局との連携体制を整え、事務局及び「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会構成自治体、関連施設やその他関係者等と十分協議・調整を行うこと。構成自治体との調整窓口は、一次的には事務局となる。そのため、基本的には各種協議に当たっては、事務局から構成自治体へ協議の上、事務局と委託者とが協議し決定することとなる。
- (3) 本仕様書について、疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、別途協議の上決定するものとする。
- (4) 令和5年度以降の当該事業については、令和4年度の受託事業者との契約締結を約束するものではない。